

令和3年度第1回釜石市社会福祉審議会開催結果

1. 開催日時

令和4年3月24日（木） 13:30～14:30

2. 場 所

釜石市保健福祉センター 9階 研修ホール

3. 出席委員 8名

小澤慶一委員、柁本貴徳委員、菊池勝男委員、丸木久忠委員、
藤澤静子委員、伊藤悦子委員、長谷川忠久委員、遠藤昭子委員

4. 欠席委員 3名

福成菜穂子委員、櫻井京子委員、猪又信幸委員

5. 事務局

小笠原保健福祉部長、村上地域福祉課長、岩鼻地域福祉課課長補佐、
古川地域福祉課課長補佐

6. 傍聴者

なし

7. 審議内容

(1) 開会

【事務局 古川】

本日の出席委員は11名中8名であり、過半数に達しているため、釜石市社会福祉審議会審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告する。欠席委員は、福成菜穂子委員、櫻井京子委員、猪又信幸委員の3名である。会議は、市の審議会等の会議の公開に関する指針に基づいて公開することとしている。

(2) 部長挨拶（市長所用のため欠席）

【保健福祉部長 小笠原】

保健福祉部長の小笠原です。よろしくお願ひします。

本日は、「第3次釜石市障がい者福祉計画（後期計画）（案）について」の委員の皆さまから忌憚のないご意見をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

《出席委員紹介》

《市出席者紹介》

《諮問書の提出》

保健福祉部長より、「第3次釜石市障がい者福祉計画（後期計画）（案）について」の諮問書を釜石市社会福祉審議会会長に提出する。

(3) 議題

①諮問 第3次釜石市障がい者福祉計画（後期計画）（案）について

【丸木議長】

委員の皆様からは忌憚のない意見を頂戴したい。

それでは、市長から審議会に諮問を受けております 議題1「諮問 第3次釜石市障がい者福祉計画（後期計画）（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【地域福祉課長 村上】

《計画案の概要について説明》

【丸木議長】

事務局の説明に対して、質問・意見をお伺いします。

【長谷川委員】

国連の権利条約の合理的配慮という障がい者にとっては大変すばらしい条約が出てきたが、担当課として何件くらい合理的配慮が求められているか。また、障がい者は、今の話を聞いても常に虐められて暴力を振るわれている様な感じを与える表現が今もみられるが、今は日本社会全体が暴力社会ではないかと。子どもが何も食べさせられないで亡くなったり、障がい者も相模原の事件などがあったり、果たして、特出して障がい者は虐められているのか。その数値はどういう形で求められるのか。

【村上課長】

障害者権利条約については、合言葉が「私たちが抜きにして私たちの事を決めないで」とキーワードになっているのかと思われる。障がい者であっても、単に弱者として保護されて、障がいがない人達が自分達を決めるというそういう世界を、改めて自分たちの生き方は、自分達で主体的に選んで実現していくとことを謳ったものであると理解しております。

この計画の中にも、自立して生活できる様な施策展開であったり、共に支えあって共生社会で生きていく社会づくりのワードも組み込ませている。また、精神障がい者も、病院の中で暮らすのではなく、可能であれば地域に出て、地域生活ができる様な地域包括ケアシステムの構築であったり、地域での生活を主とした計画の策定となっている。

障がいのある人となない人のバリアについては見えないがあるのではないかと考えており、理解促進を図り、心のバリアも後は具体的には建物についても、バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進、そこでも暮らせる地域社会づくり取り組んでいく事を計画の方にはもらせていただいている。具体的な施策としては、障がい者福祉計画の実施計画の中で基本数値を示して推進して参りますが、今回の計画につきましては理念ということで推進方向を定めたものであり、障害者権利条約の比準に即した計画になっているのではないかと考えております。

障がい者の虐待につきましては、注目されるところでもあり、子どもの虐待は増加傾向にあって、その子どもの虐待の裏には障がい者が隠れていたりする例が結

構あったりします。子ども課が主に対応しているが、親が知的障がい者だったり精神障がい者を抱えて、子供の虐待に繋がっているケースは最近増えているのかと考えている。具体的な数値に関しては今日は持ち合わせていないが、子ども課と連携してそのような家庭につきましては、経過観察も含めて細やかな対応をしている状況である。

【長谷川委員】

今の日本は差別社会なのか。障がい者だけが差別を受けている様な所もあるが、果たしてどうなのか。数値の上で確かに障がい者も差別を受けている事が実感して分かるが、一般の方より差別を多く受けているのかについて数値的な比較が無いことから、本当に障がい者が差別を受けているのであれば、唯識事であり、障がい者が何をなさなければならないのか議論が低調であり成されていない。そういう所が原因でなかろうかと思うところもある。このような社会の中で、皆と同じ様に生活するのであれば、障がい者はボランティアを受け入れるだけではなく、障がい者もボランティアになってはどうかと。障がい者はボランティアの受け手であり、ボランティアであると。障がい者は逃げているのか。勇気をもって、合理的配慮を求めているのかと思う。

【伊藤委員】

細かいことになるが、子どもさんの放課後児童クラブの受け入れ推進とあるが、学童クラブのことで良いのか。そうすると、専門の先生等を就けるとか体制になるのか。実態としては、小佐野の学童クラブであれば人数的に100人位の所にポンと入った場合には、揉まれてしまい可哀想だと思われる。

障がいの家族の方も高齢になると思うが、その時に、高齢の方が入所したいが300人位待ち状態であると聞いている。障がいの方々も入所待ちの方がそのような人数的な状況になっているのか。

【村上課長】

障がいのある子どもさんについては、放課後デイサービスに通っている。利用者のほとんどが支援学校に通っているので、サービスを提供している事業者が市内で3箇所あり、サービスを提供している職員が支援学校まで迎えに行き、事業所でサービスを提供し送迎している。通常の学童クラブではなく、放課後の他に夏休みや冬休みに障がい児の子どもたちの居場所として障がい児福祉サービスとして専門のスタッフが対応して提供している。

障がい者施設の入所者待機者数については、高齢程はおらず数名程度となっております。多いのが順としては、身体、知的の方が数名となっております。空があれば順次入所となっております。高齢者のように何十人、何百人待ちとかにはなっていない為、割と入所しやすいのかと考えております。但し、入所してしまうと、中々外に出る機会が無いのですが、グループホームというサービスがあり、共同生活をしながら就労支援支援として通い見守りを受けながら共同生活を受けることができるためグループホームの需要が非常に高い。こちらの方がやはり人気があり施設整備には積極的に取り組んで行きたいと考えている。

【小笠原】

数字とかははっきり分からないが、一般の学童でも、若干発達障の傾向のあるお子さんについては、職員の研修会等を行い障害認定を受けていなくても一部受け入れている状況である。

【小澤委員】

検討している後期計画が令和3年度の今年度からとなっているが、地域生活支援計画の整備について進捗状況はどのような感じになっているか。

【村上課長】

生活拠点等の整備に関しては、当市の当圏域では、面的整備として計画しており、令和3年6月から調整を担うコーディネーターを雇用して体制づくりに取り組んでいるところであり、全体の調整を行うコーディネーターは採用済みである。緊急時の受け入れにつきましては、施設の方とコロナの関係もあり、体制について協議を始めた所であり、コロナに伴って施設体験もできない状況でありなかなか進んでいない状況であります。

【小澤委員】

私の理解が足りなくて、コーディネーターを置けばこの拠点は整備されたという理解だったが、そうではなく、面的に繋がりを決めた時点で整備がされたという解釈ですね。

【村上課長】

施設への緊急時の受け入れについては、施設と協定を結び手順を踏んで入所させることについてはこれから決めなければならない、利用料の単価の調整についてもこれからであります。但し、いつ必要になるか分からない為、早急に協定を結んで参ります。

【伊藤委員】

災害時の避難行動要支援の件ですが、今までは高齢者独居の方々の支援体制というか、近所の人声掛けなどについては小佐野地区しか分からないが体制づくりはできているが、私の知っている障がい者がいない為、そういうことが進んでいるのであれば、民生委員にも情報提供をお願いしたい。

【村上課長】

要支援者の登録の対象については、高齢者だけではなく、障がい者も対象となっている。制度については、申請制度となっており、障がい者であるけども、随時家族と一緒に住んでいて、一緒に逃げれる体制の方や避難しなくても良い立地条件に居る方については、登録されていない状況となっている。

障がい者の情報につきましては、一見して分かる障がい者もいらっしゃいますが、外見から分からない障がい者もおり特殊な場合もありますので、民生委員の皆様には情報提供したいと考えておりますが、理解と対応の仕方につきましては、今後、他地区からも研修会の実施要望も出されておりますことから、名簿の提供と含め研修会の実施について取り組んでいきたいと思っております。

避難について心配であれば、登録について民生委員さんの方から進めて頂ければ、地域の協力体制が整うことができるのかなと思われまます。

【丸木議長】

それでは、お諮りします。

議題1「諮問 第3次釜石市障がい者福祉計画（後期計画）（案）について」は、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし

【丸木議長】

異議なしと認め、議題1「諮問 第3次釜石市障がい者福祉計画（後期計画）」

(案)について」は、原案のとおり答申することとします。

なお、若干の修正については、会長一任とさせていただきます。

ここで、事務局より発言を求められておりますので、これを許します。

【事務局 古川】

本日の諮問に対する答申は、審議会を代表して、会長より市長に答申いただくこととお願いしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし

【事務局 古川】

それでは、日程調整の上、審議会を代表し、会長に答申をお願いすることといたします。

②その他

【丸木議長】

次に、議題2「その他」を議題といたします。事務局から何かありませんか。

【事務局 古川】

特にありません。

【丸木議長】

皆様の方から何かございませんか。

【全委員】

ありません。

【丸木議長】

特になければ、議題2「その他」を終わります。以上で、本日の議題はすべて審議されました。これから先は、事務局にお任せいたします。ご協力ありがとうございました。

(4) 閉会

【事務局 古川】

本日は長時間にわたり審議いただきありがとうございました。

以上をもって令和3年度第1回釜石市社会福祉審議会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。